

平成25年度第1回 八千代市子ども・子育て会議

議題(3)

「八千代市子ども・子育て会議」

平成25年11月19日(火)

八千代市 子ども部 元気子ども課

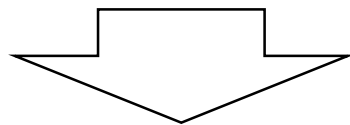
1. 八千代市子ども・子育て会議とは？

「子ども・子育て支援法」(平成24年度法律第65号)第77条第1項

※市町村における合議制の機関(地方版子ども子育て会議)設置の努力義務

【子ども・子育て支援法第77条】(抜粋)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制機関を置くよう努めるものとする。(以下省略)



「八千代市子ども・子育て会議条例」(平成25年八千代市条例第16号)

⇒ 「八千代市子ども・子育て会議」の設置

「子ども・子育て支援事業計画」の策定及び子ども・子育て支援新制度の実施に向けた準備等において、子育てに関するニーズを反映するとともに、子育て当事者や子育て支援事業者等の参画により、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた子ども・子育て支援施策を実施するため、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て会議条例を制定し、子どもの保護者や子育て支援事業者等により組織する八千代市子ども・子育て会議を設置いたしました。

2. 所掌事務

- (1) 認定こども園・幼稚園・保育所の確認を行う際の利用定員の設定に関する意見
- (2) 地域型保育事業の確認を行う際の利用定員の設定に関する意見
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する意見
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議

【八千代市子ども・子育て会議条例第2条】(抜粋)

子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

【子ども・子育て支援法第77条各号】(抜粋)

- (1) 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- (2) 特定地域保育事業(小規模保育、家庭的保育等)の利用定員の設定に関し、意見を述べること
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、意見を述べること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること

3. 主な審議事項

- (1) 利用定員設定(確認)に関する意見
(認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業)
- (2) 子ども・子育て支援事業計画(ニーズ調査含む)に関する意見
- (3) その他、新制度の施行準備に関し、市が決定すべき重要事項

設備運営基準(案)への意見
(保育所・地域型保育事業・放課後児童クラブ)

※ 施設・事業の設備運営基準については、八千代市子ども部が素案を作成し、子ども・子育て会議にその内容を報告。

上記以外の新制度に関する国の重要な決定事項、市の進捗状況等について、必要に応じて事務局から報告いたします。

4. 委員構成

会議設置の趣旨を踏まえ、子育て当事者、子育て支援当事者を中心に多数の方からのご意見の反映等を図るための構成といたしました。

(1)子どもの保護者(公募)	3名
(2)市民(公募)	2名
(3)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	4名
(4)学識経験者	3名
(5)その他市長が必要と認める者	3名
	計 15名

5. 今後の審議スケジュール(予定)

	主な審議事項(予定)
平成25年度第1回(11月19日)	「八千代市子ども・子育て会議について」 「子ども・子育て新制度について」 「地域保育ニーズ調査実施について」等
第2回(12月17日)	「地域保育ニーズ調査について(まとめ)」等
第3回(3月予定)	「地域ニーズ調査結果報告」 「保育の量の見込みについて」等
平成26年度第1回(4月予定)	「保育の必要性の認定基準について」 「認可基準について」「確認基準について」等
第2回(5月予定)	「教育保育の一体的提供及び推進体制の確保について」 「事業計画の基本理念、任意記載事項について」等
第3回(6~7月予定)	「事業計画案について」等
(10月以降)	「確認及び利用定員の設定について」等

平成26年度の審議事項、開催時期・回数等は、国の動向等に応じて今後検討していくため、あくまでも参考までとしてください。

6. 審議の方法について(イメージ図)

